

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB教育委員会に雇用され、小学校の学校校務員として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、勤務先の小学校の校庭で児童がボールを木に引っかけてしまったため、木に引っかかったボールを取ろうと木に登ったが、約3mの高さから墜落して受傷した。

請求人は、同日、C病院に受診して「頭部外傷、脊髄振盪、頸部中心性脊髄損傷、頸椎椎間板ヘルニア」等と診断され、以後複数の医療機関において療養の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件障害補償給付支給請求書裏面のD医師作成の診断書によれば、請求人の傷病名は「頸椎椎間板ヘルニア（術後）」であるところ、上記診断書及び請求人の愁訴から請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の頸部の運動障害及び頸部の疼痛を始めとする神経症状であると認められる。

(2) 頸部の運動障害についてみると、請求人の頸椎には固定術が施行されており、頸部の可動域が参考可動域角度の2分の1以下に制限されていることが認められることから、当審査会としても、障害等級第8級の2「せき柱に運動障害を残すもの」に該当するものと判断する。

(3) 頸部の疼痛を始めとする神経症状についてみると、D医師は、上記診断書において、「X線では固定術による固定性は良好のようである。神経学的には明らかな麻痺は見られない」旨所見しているところ、E医師及びF医師も、意見書及び鑑定書において、同旨の所見を述べている。これら医師の所見は、画像診断等に基づくものであるところ、上記所見を踏まえると、請求人が訴える神経症状は他覚的・医学的裏付けあるいは根拠を欠くものと言わざるを得ず、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人の訴える神経症状は請求人のせき柱の運動障害に通常派生する関係にあるものと認めることが妥当であると思料する。

(4) 請求人は、新たに上記D医師作成の診断書を提出するが、同医師の診断によっても、請求人の訴える症状を裏付ける医学的所見は認められていない。

(5) 以上のことから、当審査会としても、請求人に残存する障害は、頸部の運動障害であり、その障害の程度は障害等級第8級の2「せき柱に運動障害を残すもの」に該当するものであると判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第8級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対しても障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。